

## 保険部からのお願い！

### (1) 長期理由の記載について

長期理由は具体的に記載して下さい。

・「運動痛があり長期を要した」 ・「違和感があり長期を要した」等  
では曖昧な表現(具体的でない)として症状の記載とは認められず、**内容不備で返戻の  
対象**になります。

腰部捻挫の例: 前屈時痛、後屈時痛、起座痛、体幹右捻転痛 残存す。  
これ等を改善するために長期加療を要しています。

### 動的表現を用いて具体的に記載してください

### (2) 自賠責施術証明書・施術費明細書について

裏面の施術料金記載欄の「・・・から受領済み」の部分の場合は、他の保険の時と違  
って訂正印が必要とされております。**必ず二重線で消し、訂正印を押して下さい。**

【 下記 図例参考】

請求 別 受領	施術料¥                      を                      殿	に請求中  <del>から受領済み</del> (印)	請求中または受領済の何れか を抹消し、消印して下さい。
---------------	----------------------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

### (3) 返戻レセプトの再請求について

返戻になったレセプトを再請求する場合、原則として**新たに作成せずに「返戻になっ  
たレセプトを訂正して、付箋をつけて提出」**することになっております。**訂正箇所  
に二重線を引き、正しい金額等を記載して下さい。**通常では**訂正印は必要ない**ことにな  
っておりますが、一部保険者からは訂正印を求められる場合がありますので、**保険者の  
指示に従ってください。**

なお、やむを得ず新たに作成をしなければいけない場合は、新しく作成した**レセプト  
に、返戻になったレセプト（返戻付箋も必ず添付したまま）**を一緒に綴じて提出して下  
さい。**一緒に綴じた返戻レセプトには必ず大きく斜線**を引いてください。

新たに作成の場合、必ず患者様から再度署名をしていただいでください。

(患者様からもらえない場合は、もとの返戻された申請書を訂正して使用)

